

# 運輸審議会ご説明資料

---

平成30年6月7日  
自動車局旅客課

# 1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

## 2. 神戸市域交通圏

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

# 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

□ 平成27年に指定を受けた特定地域については、指定期限の延長の取扱いに関する指針に基づき、以下のとおり取り扱うこととし、各地域の協議会において延長に同意された場合、順次運輸審議会の諮問を経て延長を行う。

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	取扱い(案)
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.05.18	<b>延長 H30年度末まで</b>
宮城	仙台市	H27.06.1	H29.03.02	<b>延長 3年間</b>
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H29.01.30	<b>延長 3年間</b>
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H30.03.26	<b>延長 H30年度末まで</b>
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.12.02	<b>延長 3年間</b>
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.06.22	<b>延長 H30年度末まで</b>
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.12.16	<b>延長 3年間</b>
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.09.29	<b>延長 H30年度末まで</b>
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.11.27	<b>延長 3年間</b>
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	延長しない

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	取扱い(案)
広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.07.26	<b>延長 H30年度末まで</b>
岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	延長しない
福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H29.03.29	<b>延長 H30年度末まで</b>
〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.05.25	<b>延長 3年間</b>
長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H29.03.29	<b>延長 3年間</b>
宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.12.13	<b>延長 H30年度末まで</b>
熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.09.11	<b>延長 H30年度末まで</b>
大分	大分市	H27.07.1	H29.06.30	<b>延長 H30年度末まで</b>
鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H30.02.16	<b>延長 H30年度末まで</b>

1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

2. 神戸市域交通圏

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

# 神戸市域交通圏：タクシー事業の現状①

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	100	1,123	1,223
車両数 (両)	5,156	1,123	6,279
輸送人員 (千人)	39,082	2,940	42,022
営業収入 (百万円)	35,358	2,865	38,223
運転者数 (人)	7,817	1,123	8,940

【平成28年度末】

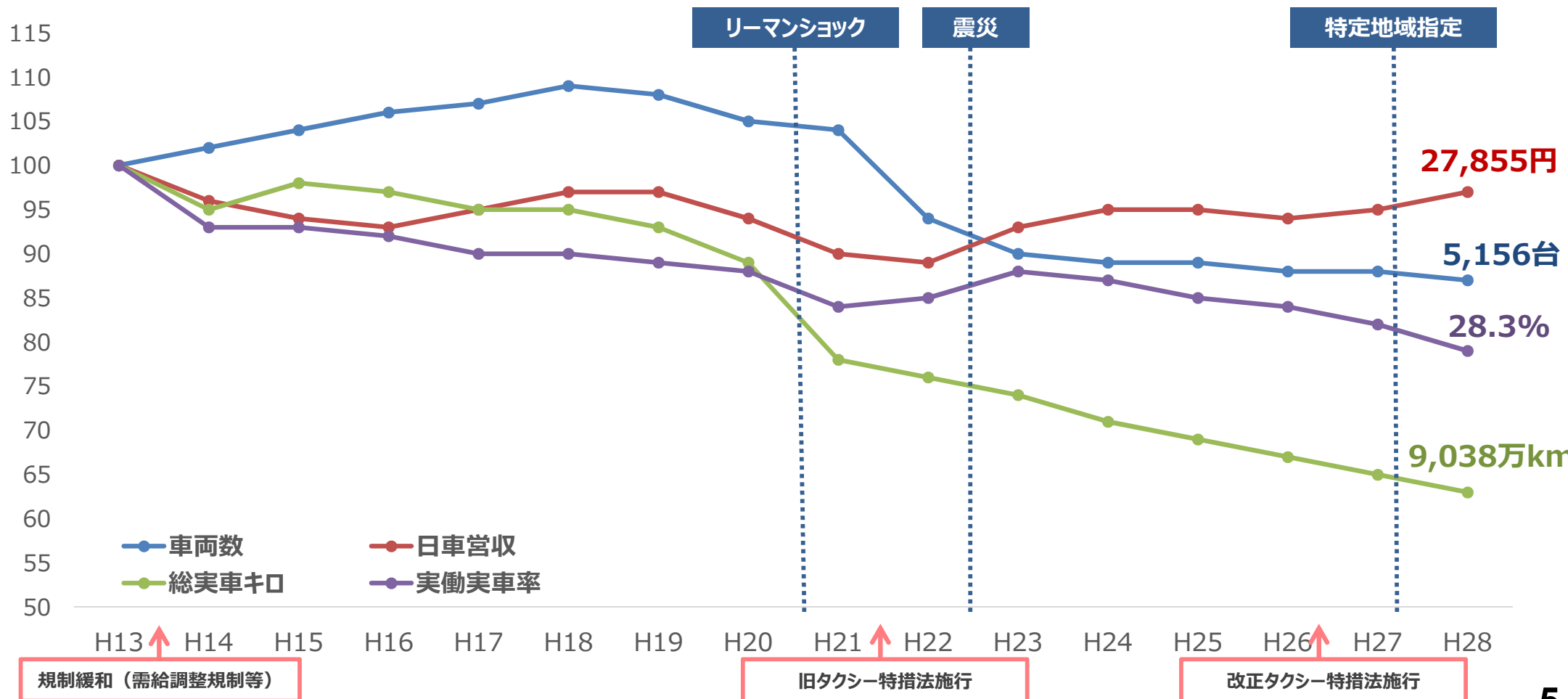
# 神戸市域交通圏：タクシー事業の現状②

【車両数】平成18年度の6,401台をピークに減少。平成28年度は5,156台。ピーク時から約19%減少。

【総実車キロ】平成13年度の14,351万キロをピークに減少。平成28年度は9,038万キロ。ピーク時から約37%減少。

【実働実車率】平成13年度の35.7%をピークに減少。平成28年度は28.3%。ピーク時から約21%減少。

【日車営収】平成13年度の28,765円をピークに平成21年度は25,821円まで減少。改正タクシー特措法が施行された平成26年度は27,114円。その後は上昇傾向にあり、平成28年度は27,855円。



# 神戸市域交通圏：指定期限の延長の取扱い指針への適合状況

□ 神戸市域交通圏については、平成28年度の輸送実績等は以下の通りであり、指定期限の取扱い指針に基づき、平成33年8月31日まで指定を延長する候補地となり、平成30年5月30日、協議会において、指定期限の延長について同意がなされている。

特定地域計画の議決	● 平成29年8月10日	指定基準	該当状況
実働実車率	【H13】35.7% 【H28】28.3% 【増減率】▲20.7%	10%以上減少	○
赤字車両数シェア	【H27】49.2% 【H28】54.4% 【差】5.2ポイント	50%以上の割合	○
人口	● 神戸市：約153万人	30万人以上	○
総実車キロ	【H27】93,247,131km 【H28】90,381,069km 【増減率】▲3.1%	5%未満の増加率	○
日車営収 日車実車キロ	【H13】28,765円 【H28】27,855円 【増減率】▲3.2%	10%以上減少 (いずれか)	○
	【H13】82.7km 【H28】71.2km 【増減率】▲13.9%		
法令違反	【神戸市域交通圏】0.226件/100万キロ 【全国平均】0.0556件/100万キロ	平均超	○
事故	【神戸市域交通圏】8.130件/100万キロ 【全国平均】7.572件/100万キロ	平均超	○
協議会の同意	● 平成30年5月30日	同意	○

# 神戸市域交通圏特定地域計画のポイント〈適正化の取組と進捗状況・活性化の取組〉

## 口供給輸送力の削減目標と実施状況（平成30年3月末時点）

指定時車両数	適正車両数	適正車両数との乖離	目標車両数（削減率）	事業者計画認可率※1	事業者計画実施状況※2
5,285	4,494	15.0%	4,513 (14.6%)	48%	62% H30.3.31

※1：認可事業者数/合意事業者数

※2：事業者計画認可済み実施車両数/事業者計画認可済み計画車両数

適正化  
の取組

### 乗合タクシー（しおかぜ）の導入

- 神戸市垂水区塩屋地区では、道路が狭く路線バスが運行できないことに加え、急な坂道が多いことから、近年の高齢化に伴い、地域に密着した持続可能な交通の確保が課題であった。
- 地域住民により設置した「塩屋コミュニティバスを走らせる会」に運行事業者、神戸市が参画し、住民アンケートを実施したうえで、地域、運行事業者、行政で運行計画を検討し、2回にわたり実証実験（H28.2～H28.4、H28.9～H29.3）を行い、
- 実証実験後、乗合タクシーとして本格実施。（平成29年4月～）
- さらなる利用促進を図るため、利用実績や意見を踏まえ、ダイヤ改正（一部区間の増便）し、運行中。（平成30年3月～）
- 運行事業者：山陽タクシー
- 運行路線：右回り（塩屋駅～塩屋台～塩屋駅）、左回り（塩屋駅～イオン～塩屋駅）  
2コース、22便（平日）10便（休日）運行
- 運賃：300円 回数券：11枚綴り3,000円
- 本格運行後の平均利用者数 62人/日
- 利用促進策：広報誌「しおかぜ便り」をH27.9から18回発行
- 地域の協力：3店舗（イオン、コープ他）が協力  
一定額の購入で利用促進券（100円）配布

### 【塩屋コミュニティバス（しおかぜ）】



活性化  
の取組



# 神戸市域交通圏特定地域計画のポイント〈活性化の取組〉

## ICTを活用した子ども見守りサービス

- 兵庫県タクシー協会に加盟する22社のタクシー事業者等の協力のもと、神戸市とNTTドコモは、「神戸市ドコモ見守りサービス」を実施。（平成28年9月15日～平成29年2月28日）
- 営業所や店舗等に定点検知器を設置するとともに、従業員の保有するスマートフォンも動点検知ポイントとして活用
- さらに、地域住民向けに「見守り応援隊アプリ」を提供し、アプリがダウンロードされたスマートフォンも動点検知ポイントとして活用することにより、広域での検出ネットワークを形成し、発見精度の高い見守りを実現。



## 観光タクシー

- タクシー事業者、JTB、ひょうごツーリズム協会で構成する「旅客運送事業の今後の展望と成長戦略を反映した企業戦略の在り方を検討するプロジェクト」を平成27年3月に立ち上げ、官民一体となりタクシーを活用した観光商品を作成。

第一弾：平成28年10月～

「神戸ビーフと港町神戸の夜景を観光セットプラン」販売

・参加事業者17社

第二弾：平成29年 4月～

「神戸ビーフと酒蔵をめぐる観光セットプラン」を販売

・参加事業者16社



・神戸・三宮のステーキ店で昼食後、灘五郷3箇所を巡って資料館を見学（2時間半）

1人6400～12700円

## 神戸市と兵庫県タクシー協会等による共同プロジェクトの推進

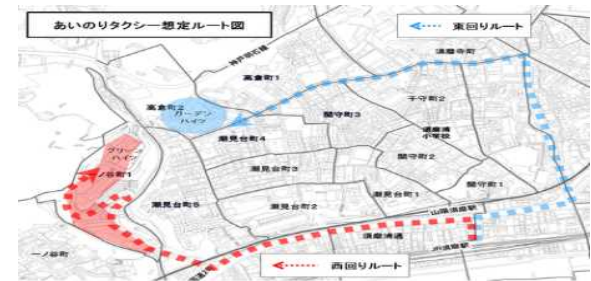
- 神戸市、学識経験者及び兵庫県タクシー協会では、平成28年4月、「タクシーを活用した神戸市地域問題検討会」を設置。
- 主に、地域住民の高齢化、交通不便地域の住民の移動の足の確保等の課題を解決するため、定期的に勉強会を開催。
- 検討会による共同プロジェクトとして、須磨区潮見台町では、地域住民へのアンケート結果から、高齢者や子育て世代を中心とした交通ニーズに対応するため、相乗りタクシーの実証実験を2回にわたり実施。
- 2回目の実験では、対象地域の拡大（東回り・西回り）など改善を加え、平成30年3月19日からの5日間、実証運行を行った。
- 今後は、利用者の声なども精査し、近畿運輸局も適宜アドバイザーとして関与しながら、さらなる検討を進めていく予定。

（運賃設定）

・2人乗車の場合：1人350円

・3人乗車の場合：1人250円

（運行ルート図）



## UD研修の導入

- 平成29年度から研修時間を従来の3.5時間から、7時間に変更し、運転者のさらなるレベルアップの充実を図っている。

研修受講者数

平成29年度 5回 141名

平成30年度 2回 66名（H30.6.1現在） ※8回開催予定



1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

2. 神戸市域交通圏

**〈参考〉 タクシー事業の現状（全国）**

**〈参考〉 改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況**

# タクシー事業の現状（全国）

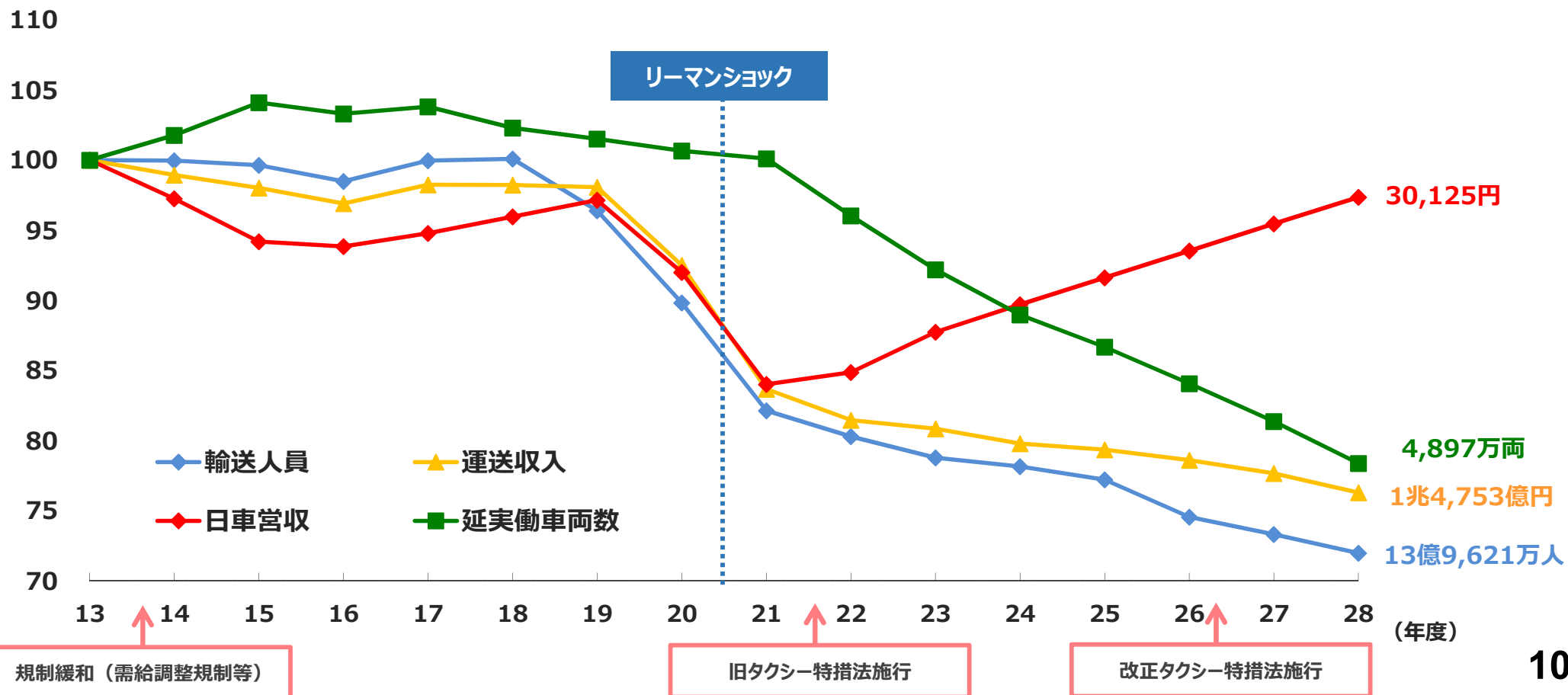
【**輸送人員**】平成18年度の19億4,110万人をピークに減少傾向。**平成28年度には13億9,621万人**。ピーク時から約28%減少。

【**運送収入**】平成13年度の1兆9,338億円をピークに減少傾向。**平成28年度には1兆4,753億円**。ピーク時から約24%減少。

【**延べ実働車両数※**】平成15年度の6,502万両をピークに減少傾向。**平成28年には、4,897万両**。ピーク時から約25%減少。

【**日車営収**（1日1車あたりの営業収入）】平成13年度の3万951円をピークに、平成21年度には2万6,006円まで減少。それ以降回復に転じ、改正タクシー特措法が施行された平成26年度は2万8,950円、**平成28年度は3万125円**。平成13年度の数値の近くまで回復。

※1日毎の営業のために稼働した車両数を1年間積み上げた車両数



# タクシー事業の現状（全国）

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 （者）	6,702	35,150	41,852
車両数 （両）	188,792	35,150	223,942
輸送人員 （千人）	1,381,612	87,178	1,468,790
営業収入 （百万円）	1,475,280	124,186	1,599,466
運転者数 （人）	286,743	35,150	321,893

【平成28年度末】

1. 平成27年に指定を受けた特定地域の取扱い

2. 神戸市域交通圏

〈参考〉タクシー事業の現状（全国）

〈参考〉改正タクシー特措法のポイントと特定地域の指定状況

# 改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

## 原則（道路運送法）

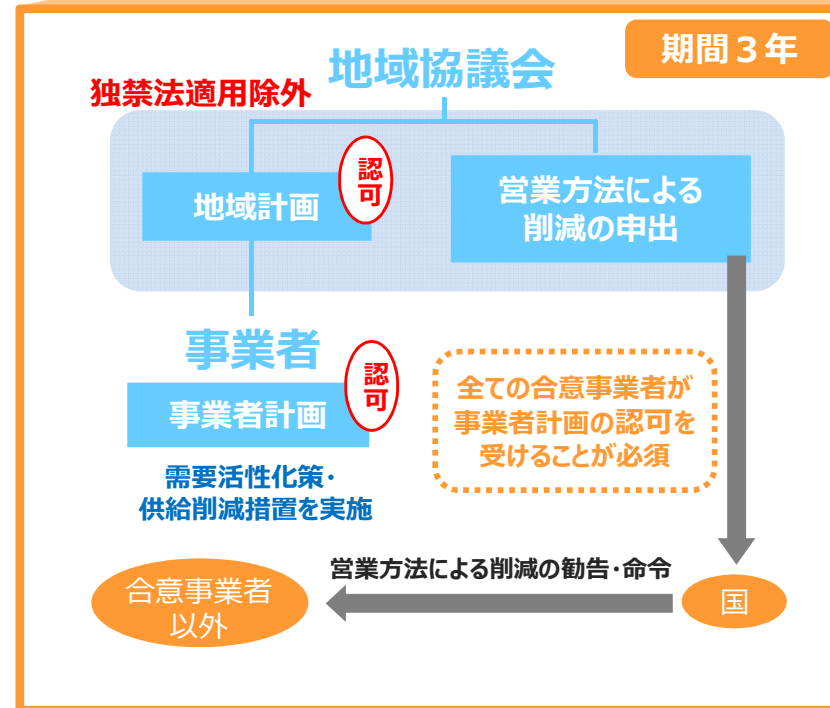
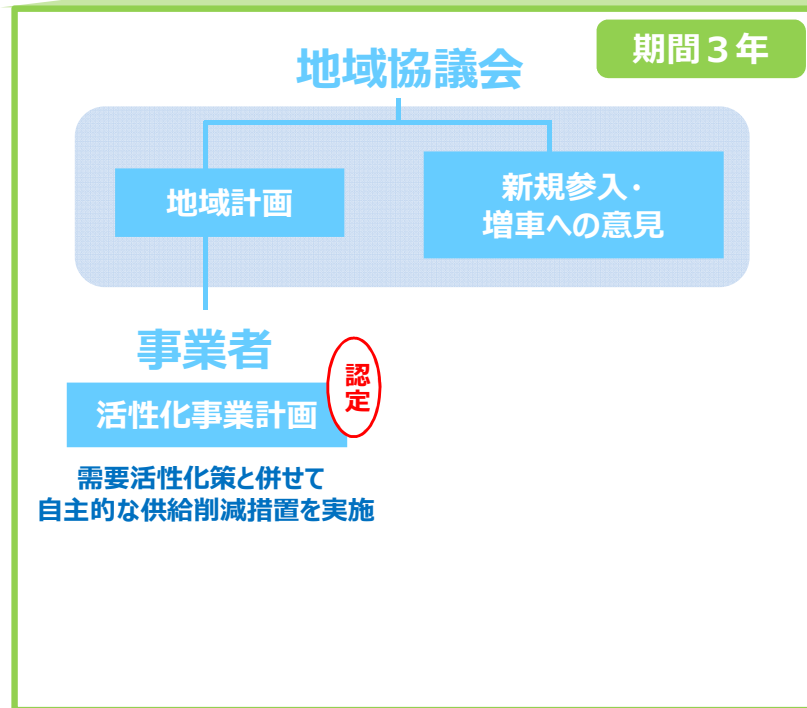
- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

## 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

## 特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



# 特定地域の指定基準

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない。

(1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率( = 実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。

(3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(5) ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の前平均値を上回っていること。

③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の前平均値を上回っていること。

※①～③いずれかに該当すること。

(6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

# 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行状況及び効果について（平成30年3月国会報告概要）

- 平成25年11月、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正（改正タクシー特措法）において「本法の施行後における施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告」することが決議（衆・参国土交通委員会）
- 改正タクシー特措法に基づく特定地域の指定の開始（平成27年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ

## 施行状況（地域指定の状況と取組の実施状況）

- 全国631の営業区域のうち、**特定地域27地域**  
（うちH27指定地域：19地域 H28指定地域：8地域）
- 27の特定地域のうち
  - ・協議会において特定地域計画が議決されている地域：**22地域**  
各地域の供給輸送力の削減目標（平均）：**10%**
  - ・特定地域計画の認可を受けている地域：**20地域**
  - ・全合意事業者が事業者計画の認可を受けている地域：**12地域**
- 各地域において、認可を受けた特定地域計画・事業者計画に基づき、適正化・活性化に取り組んでいるところ

### 特定地域

新規参入  
増車禁止

### 地域協議会

認可  
地域計画

独禁法適用除外

### 事業者

事業者計画

認可

需要活性化策・  
供給輸送力の削減  
を実施

- 全国631の営業区域のうち、準特定地域：114地域

## 施行後の各地域の状況・効果

### (1) 適正化の状況

- 各特定地域において、地域指定時の適正車両数と実在車両数の乖離をおおむね解消することを目標（3%～0%）に適正化の取組を進めている

### (2) 日車営収と賃金

- 各特定地域の日車営収（H26⇒H28年度）27地域中 **25地域で増**
- 各特定地域の時間当たり賃金（H26⇒H28年度） **25地域で増**
- **規制緩和前のH13年度とH28年度を比較すると、多くの地域で依然として低い水準となっており、労働条件の改善に向けて、引き続き特定地域計画に基づく適正化・活性化の取組を進める必要がある**

### (3) 活性化に向けた取組

- 多様なニーズに的確に応え、サービスの高度化・高質化に積極的に取り組むことにより、需要拡大・労働条件の改善等を図るべく、活性化の取組を進めている

【具体例】 生産性・利便性向上（配車アプリの導入、キャッシュレス対応の促進）  
多様なニーズへの対応（UDタクシー、マタニティ・子育て支援タクシーの導入）  
地域交通を支える取組（乗合タクシーの運行、自家用有償運送の運行受託）  
インバウンド対応（外国語研修の受講促進） 等

## 今後の方向性

- 各地域における特定地域計画・事業者計画に定められた適正化・活性化の取組等の着実な推進を通じて、タクシーが地域公共交通として、サービス水準を向上させ、利用者のニーズに的確に応えていくよう支援していく
- 観光先進国の実現に向けて、訪日外国人がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、訪日外国人向けのサービス向上のための取組を推進する
- 今後も定期的な施行状況等のフォローアップを行い、施策の進捗と効果を検証する



# 特定地域の状況（平成30年3月31日時点）

□現在、全国631の営業区域のうち、供給過剰の状況がみられる地域として指定されている**特定地域が27地域**（うち、**平成27年度指定地域19地域、平成28年度指定地域8地域**）法人・個人の車両数ベースでみると、特定地域は**全国の約35%**を占める。

□うち**22地域が特定地域計画を議決**し、うち、**22地域が特定地域計画の認可済み**。特定地域計画を議決済みの地域における**車両の削減率の目標は平均約10%**。うち**13地域で全合意事業者が事業者計画の認可**を受け、うち**7地域で全合意事業者が供給輸送力の削減を実施済み**。

平成27年度指定地域

都道府県	営業区域	地域指定	特定地域計画議決	特定地域計画認可	指定日 車両数	計画実施後 車両数
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.02.28	H29.05.18	4,871	4,364
宮城	仙台市	H27.06.1	H28.11.25	H29.03.02	2,580	2,407
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H28.10.14	H29.01.30	590	521
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H29.06.13	H30.03.26	1,052	902
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.09.06	H28.12.02	712	590
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.03.28	H29.06.22	1,324	1,238
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.09.23	H28.12.16	6,894	6,444
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.05.08	H29.09.29	13,509	12,245
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.08.10	H29.11.27	5,285	4,513
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	-	366	-
広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.04.27	H29.07.26	3,165	2,873
岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	-	688	-
福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H28.10.19	H29.03.29	4,644	4,053
〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.01.27	H29.05.25	2,842	2,548
長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H28.12.05	H29.03.29	1,292	1,103
宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.09.28	H29.12.13	1,038	965
熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.05.09	H29.09.11	1,941	1,740
大分	大分市	H27.07.1	H29.04.04	H29.06.30	841	708
鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H29.12.11	H30.02.16	1,813	1,424
		19地域	17地域	17地域		

平成28年度指定地域

都道府県	営業区域	地域指定	特定地域計画議決	特定地域計画認可	指定日 車両数	計画実施後 車両数
富山	富山交通圏	H28.7.1	未議決	-	437	-
東京	南多摩交通圏	H28.7.1	H29.03.29	H29.06.23	1,240	1,214
千葉	京葉交通圏	H28.7.1	H30.02.07	H30.03.27	1,514	1,473
〃	東葛交通圏	H28.7.1	未議決	-	1,087	-
〃	千葉交通圏	H28.7.1	H29.11.30	H30.02.16	1,363	1,118
埼玉	県南中央交通圏	H28.7.1	H29.07.21	H29.10.20	2,524	2,407
栃木	宇都宮交通圏	H28.7.1	H29.09.27	H29.12.01	844	657
福岡	久留米市	H28.7.1	未議決	-	615	-
		8地域	5地域	5地域		
		合計	27地域	22地域	22地域	

全合意事業者の事業者計画の認可済み

全合意事業者が供給輸送力の削減を実施済み

# 特定地域指定後の取組の流れ

特定地域の指定

- 指定基準に基づき指定

特定地域計画の作成

- 協議会において地域計画を作成

## 【合意の要件】

- 特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の3分の2以上
- 大手事業者、中小事業者、個人事業者の 카테고리ごとに、特定地域計画の作成に合意した者が保有する車両数が、当該特定地域内の総車両数の過半数以上
- 地方公共団体の長及び構成員である関係行政機関の全て
- 事業者とは別に、関係行政機関を除く利用者代表等の構成員の過半数が合意

認可

事業者計画の作成

- 特定地域計画に基づき事業者計画を作成

認可

取組の実施

- 特定地域計画・事業者計画に基づき、適正化・活性化の取組を実施

# 平成27年に指定を受けた特定地域の状況

- 平成27年に指定を受けた**特定地域19地域**のうち、**17地域**が**特定地域計画の認可**を受けている。
- 特定地域の指定から特定地域計画の認可までの期間は、17地域の**平均で約23ヶ月**。

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	認可までの期間	都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	認可までの期間
北海道	札幌交通圏	H27.11.1	H29.05.18	約19ヶ月	広島	広島交通圏	H27.07.1	H29.07.26	約25ヶ月
宮城	仙台市	H27.06.1	H29.03.02	約21ヶ月	岡山	倉敷交通圏	H27.08.1	未議決	-
秋田	秋田交通圏	H27.06.1	H29.01.30	約20ヶ月	福岡	福岡交通圏	H27.11.1	H29.03.29	約17ヶ月
新潟	新潟交通圏	H27.08.1	H30.03.26	約32ヶ月	〃	北九州交通圏	H27.08.1	H29.05.25	約22ヶ月
長野	長野交通圏	H27.08.1	H28.12.02	約16ヶ月	長崎	長崎交通圏	H27.08.1	H29.03.29	約20ヶ月
石川	金沢交通圏	H27.08.1	H29.06.22	約23ヶ月	宮崎	宮崎交通圏	H27.08.1	H29.12.13	約28ヶ月
神奈川	京浜交通圏	H27.08.1	H28.12.16	約17ヶ月	熊本	熊本交通圏	H27.06.1	H29.09.11	約27ヶ月
大阪	大阪市域交通圏	H27.11.1	H29.09.29	約23ヶ月	大分	大分市	H27.07.1	H29.06.30	約24ヶ月
兵庫	神戸市域交通圏	H27.09.1	H29.11.27	約28ヶ月	鹿児島	鹿児島市	H27.08.1	H30.02.16	約31ヶ月
奈良	奈良市域交通圏	H27.07.1	未議決	-	<b>19地域</b>		<b>認可済17地域</b>		<b>平均約23ヶ月</b>

# 特定地域の取扱いについて

□ 特措法の規定と制定時の議論を基本として、指定地域の実態を踏まえて、指定期限の延長の取扱いに関する指針を策定（平成30年3月16日）

## 基本的な考え方

- タクシーが供給過剰であり、事業の適正化・活性化を進めることが特に必要な地域を指定（法3条1項）
- 指定期間経過後も指定の必要があると認めるときは延長（法3条2項）
- 指定の事由がなくなった場合は、指定を解除（法3条3項）
  - 措置の実施により早期に供給過剰の解消が実現し、指定基準に該当しなくなった場合は指定を解除（H25.11.6：衆国土交通委員会）

## 指定

変更なし

- 指定基準に該当する地域を指定。

### ● 特定地域計画の議決が行われていない地域

→延長を行わない

### ● 特定地域計画の議決が行われている地域

□ 指定を受けた年度から2年の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、指定基準に該当している地域

- 3年間指定を延長する
- ただし、指定延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。

□ 上記以外の地域

- 指定期間中の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。

□ 地域の協議会の同意がない場合は、延長の手続きは行わない。

## 延長

延長の取扱い指針を策定